

目標設定型排出量取引制度におけるその他ガス削減量検証ガイドライン

改正概要（令和7年4月）

- ・ 廃棄物燃料の使用等により排出される二酸化炭素は、引き続きその他ガスとして算定することを記載
- ・ 検証の進め方について、事業所の使用開始時期が平成20年度途中以降からの場合、平成22年度以降から申請前年度のうち連続する3年度を基準年度とすることができるよう算定方法及び手続を改正
- ・ 第3計画期間から第4計画期間へ時点修正
- ・ その他軽微な修正